

# 江工会関東支部会則

## 第一条(目的)

本会は会員相互の親睦、並びに江工会本部との提携を計り、母校の発展を助成し、併せて実業界に貢献することをもって目的とする。

## 第二条(会員)

本会は関東地区に在住する次の江工会会員をもって組織する。

- 一、島根県立江津工芸学校卒業生
- 二、島根県立江津工業学校卒業生
- 三、島根県立江津工業併設中学校卒業生
- 四、島根県立江津工業高等学校卒業生
- 五、旧職員を特別会員とする

## 第三条(事業)

本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、会員名簿の発行
- 二、会員相互の連絡提携
- 三、本部事業との連携
- 四、その他の達成に必要な事業

## 第四条(支部役員等) 第四条内容全て 平成十二年二月二十日改訂

一、本会は次の支部役員をおく。

### (一) 支部長

本会を代表し、会務を総理し、本部の理事としてその要務を処理する

### (二) 副支部長 若干名

支部長を補佐し、本会の事業に関する企画立案並びに、必要の場合支部長要務の代理を行う。

### (三) 幹事 若干名

本会事業の企画・運営に参画し、支部活動の活性化を図る。

### (四) 事務局 一名

イ、会員への本会事業に関する周知並びに会員動向の把握。  
ロ、役員会合に関する要務。

### (五) 会計 一名

本会事業の会計を専任。

### (六) 監査 一名

本会事業及び財産の状況を監査。

二、支部事業の円滑な運営を図るため、支部顧問及び支部活動連絡委員をおく。

### (一) 顧問 若干名

本会の運営に関し、支部長の諮問に応ずる。

### (二) 支部活動連絡委員

支部事業への会員参画拡張を推進するため、支部役員と連携し、会員への連絡・勧誘を行う。

## 第五条(役員任期等)

役員を選出、及び任期は左記とする。

### 一、支部長

前任支部役員推薦を受け、総会で承認を得る。

### 二、副支部長、及び各役員

支部長が推薦し、総会の承認を得る。

### 三、役員任期は三年とし、再選を妨げない。

但し、役員会で不適任と議決された者はこれに準じない。

## 第六条(財源、会費)

本会の経費は年会費、及び寄付金、その他を以て充てるものとする。

## 第七条(年会費)

一、会費は二千円とし、総会及び事業計画の通信費、準備費、関東支部会員名簿作成費に充てる。

二、年会費の徴収は当該年総会案内時同封する払込票にて、直ちに送金するものとする。

## 第八条(総会)

定例総会は原則として年一回行い、次の事項を決議する。

### 一、事業報告、並びに収支決算の承認

### 二、会計監査報告

### 三、事業計画

### 四、会則の改正

### 五、その他、必要と認められた事項

## 第九条(動静)

会員は住所、氏名、及び動静に、移動が生じた場合江工会関東支部事務局に速やかに連絡するものとする。

## 第十条(事業及び会計年度)

本会の事業及び会計年度は、一月一日から十二月三十一日間とする。